

令和7年度栃木県サービス管理責任者研修等受講資格取得研修カリキュラム

科 目	獲得目標	内 容	時間数
1, 障害児者の地域支援と相談支援従事者（サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者）の役割に関する講義（5時間）			
相談支援（障害児者支援）の目的	<p>基本的人権の尊重のための支援の意味と価値を理解する。</p> <p>また、利用者理解の重要性について理解するとともに、障害児者の地域での生活の実情について理解する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の権利に関する条約、障害者基本法、障害者差別解消法、障害者総合支援法の趣旨等を踏まえ、障害者が基本的人権を享有するかけがえのない個人としての尊重にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことを出来るために生活支援が実施されることについて理解するための講義を行う。 ・ 障害児者が置かれている立場の理解を深めるために、障害当事者による講義等を実施する等、地域の実情に合わせた工夫を行う。 	講義 1.5時間
相談支援の基本的視点（障害児者支援の基本的視点）	<p>本人を中心とした支援を実施するにあたり、相談援助（障害児者支援）の基本的な姿勢について理解する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者ケアガイドライン等を活用し、障害者への生活支援の重要な視点として①共生社会の実現（ノーマライゼーションからソーシャルインクルージョン）、②自立と社会参加、③当事者主体（本人中心支援）、意思決定の配慮、④地域における生活の個別支援、⑤エンパワメントなどについて理解するための講義を行う。 ・ バイスティックの7原則（ソーシャルワーカーの倫理綱領）等を活用し、相談支援に従事する者が持つべき倫理を理解するための講義を行う。 ・ 意思決定に配慮した支援における利用者理解の重要性について、「障害福祉サービス等の援助に係る意思決定支援ガイドライン」等を活用した講義を行う。 ・ 障害児者の地域生活において、ICFの視点をもとに人的支援、環境整備、就労支援、家族支援、医療、教育などの支援についての実情を具体的に理解する。 	講義 2.5時間
相談援助に必要な技術	<p>本人を中心とした支援を実施するにあたり、獲得すべき相談援助技術について理解する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ミクロ及びメゾレベルからマクロレベルに焦点を当てた視点等を含む地域を基盤としたソーシャルワークの理論と相談援助技術の基礎について講義を行う。 ・ ケースワーク、グループワーク、コミュニティソーシャルワークの各技術、カウンセリングやケアマネジメント、ネットワーク、コンサルテーション及びスーパービジョン等の相談支援専門員として獲得が必要な相談援助技術について理解する。 ・ 事例研究などによる経験から学ぶ省察的思考の必要性について理解する。 	講義 1時間

2. 相談支援におけるケアマネジメントの手法に関する講義（3時間）			
相談支援におけるケアマネジメントの手法とプロセス	<p>本人を中心としたケアマネジメントのプロセスと必要な技術の全体像について理解する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本人を中心としたケアマネジメントの目的、意思決定に配慮した一連のプロセスについて、具体的な計画相談支援等の事例を用いて講義を行う。 ・相談支援専門員とサービス管理責任者等との具体的な連携のあり方について理解し、個別支援計画等は、サービス等利用計画等に記載された総合的な支援の方針やニーズ、目標等に基づき作成され、適切なサービス提供のためには両計画の連動が重要であることを理解する。 ・ケアマネジメントにおける社会資源の活用、他職種連携、チームアプローチの重要性について留意する。 	講義 1.5時間
相談支援における地域への視点	<p>各相談支援事業の役割と機能を理解し、相互が連携することにより地域において効果的な相談支援体制が構築されることを理解する。</p> <p>相談支援において地域資源を把握しネットワークを構築することの重要性について理解する。</p> <p>（自立支援）協議会の目的、仕組み、機能について理解する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・指定特定相談支援事業、指定一般相談支援事業、地域生活支援事業による相談支援事業（障害者相談支援事業、基幹相談支援センター、専門性の高い相談支援事業等）の各役割と機能、相互の連携並びに重層的な体制を構築することの重要性についての講義を行う。 ・相談支援（ケアマネジメント）を実施するにあたって、サービス提供事業者等の地域資源を適切に調整するためには、それらについての情報を把握しネットワークを構築しておくことの重要性について講義を行う。 ・個別の相談支援活動から見いだされる課題を地域課題として共有し、解決に向け官民による協働が行われる協議会の目的、仕組み、機能について講義を行う。また、各都道府県内における協議会を活用した地域課題の解決事例について報告等を行う。 	講義 1.5時間
3. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義（3時間）			
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法（以下障害者総合支援法等）の理念・現状とサービス提供プロセス及びその他関連する法律等に関する理解	<p>障害者総合支援法等の目的、基本理念や障害福祉サービス等の基本的な内容を理解する。また、障害者総合支援法等における自立支援給付等の仕組みを理解する。</p> <p>障害者支援における権利擁護と虐待防止に関わる法律を理解する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの障害福祉制度の変遷を踏まえ、障害者総合支援法等による障害児者の自立と共生社会の理念、その実現を図るために必要な障害福祉サービス及び児童福祉サービス等の制度概要について講義を行う。具体的には、自立支援給付（障害児通所支援、障害児入所支援を含む）、地域生活支援事業、不服申し立て、障害福祉計画及び障害児福祉計画、（自立支援）協議会の位置付け、介護保険との関係等についてふれる。 ・障害者の権利を護るための法律及び関連制度（障害者の権利に関する条約、障害者差別解消法、障害者虐待防止法、成年後見制度や日常生活自立支援事業等）の関係性および概要について講義を行う。 	講義 1.5時間

<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法における相談支援（サービス提供）の基本</p>	<p>障害福祉サービス等の提供における相談支援専門員とサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下サービス管理責任者等）の役割、両者の関係性を理解する。</p> <p>サービス提供において利用者の権利擁護と虐待防止を図るために相談支援専門員とサービス管理責任者等が果たすべき役割を理解する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業の成り立ち、相談支援の体系（自立支援給付、地域生活支援事業）について理解するための講義を行う。 ・指定計画相談支援・指定一般相談支援・指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準に基づいて、相談支援専門員としての責務及び業務（サービス等利用計画案等の作成、サービス担当者会議の実施、サービス等利用計画等の作成、モニタリング）を理解し、適切で質の高いサービス提供において重要な役割を担う立場である事を認識するための講義を行う。 ・指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準に基づいて、サービス管理責任者等としての責務及び業務（個別支援計画の作成、他）を理解し、適切で質の高いサービス提供において重要な役割を担う立場である事を認識するための講義を行う。 ・サービス提供において相談支援専門員とサービス管理責任者等との連携のあり方とその重要性、サービス等利用計画・障害児支援利用計画（以下サービス等利用計画等）と個別支援計画の関係について理解する。 ・「障害者虐待防止の引き」等を活用し虐待防止における相談支援専門員とサービス管理責任者等が果たすべき役割を理解するための講義を行う。 	<p>講義 1.5時間</p>
---	--	--	---------------------